

# 訪問看護ステーション エミーデ 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人重仁会が開設する訪問看護ステーションエミーデ（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にあり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業の提供をすることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護の提供に当たって、事業所の看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、事業所の看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(本体事業所)

(1) 名称 訪問看護ステーション エミーデ

(2) 所在地 札幌市厚別区大谷地東5丁目7番10号

(サテライト事業所)

(1) 名称 訪問看護ステーション エミーデ 西岡サテライト

(2) 所在地 札幌市豊平区西岡4条10丁目3番3号 カペラ西岡内

(3) 名称 訪問看護ステーション エミーデ 白石サテライト

(4) 所在地 札幌市白石区本通14丁目南5番25号 モーニング内

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人(常勤兼務)

事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行い、従業員に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2) 看護師等

看護職員 5人以上(常勤、うち2人以上サテライト勤務)

指定訪問看護等の提供に当たる。また、看護職員は訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書)を作成する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(本体事業所及び白石サテライト)

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(3) 電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

(西岡サテライト)

(1) 営業日 365日とする。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(3) 電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

(1) 病状・障がいの観察

(2) 清拭・洗髪等による清潔の保持

(3) 服薬管理等日常生活の世話

(4) 褥瘡の予防・処置

(5) リハビリテーション

(6) 認知症等精神患者の看護

(7) 療養生活や介護方法の指導

(8) カテーテル等の管理

(9) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、その1割及び2割または3割の額とする。

2 次項の通常の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を超えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 実施地域を超えた地点から、往復4km未満 200円

(2) 実施地域を超えた地点から、往復4km～10kmまで 400円

(3) 実施地域を超えた地点から、往復10kmを超える場合 800円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の実業の実施地域)

第8条 通常の実業の実施地域は、札幌市厚別区、清田区、白石区、豊平区の区域とする。

サテライト事業所の実施地域についても本体事業所と同様とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(苦情処理)

第10条 指定訪問看護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 提供した指定訪問看護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定訪問看護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した指定訪問看護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又は再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村等に通報するものとする。

(身体的拘束等に関する事項)

第13条 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(個人情報の保護)

第14条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での訪問看護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第15条 当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 継続的研修 年1回以上

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 当事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人重仁会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年8月1日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年6月1日から施行する。